

令和6年11月犬山市議会定例議会会議録

第6号 12月11日（水曜日）

◎議事日程 第6号 令和6年12月11日午前10時開議

- 第1 第98号議案から第101号議案まで
及び第103号議案から第114号議案まで
並びに諮問第2号

（議案質疑・委員会付託）

- 第1類 第98号議案から第101号議案まで
及び第103号議案から第108号議案まで
並びに諮問第2号
第2類 第109号議案から第114号議案まで

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 第98号議案から第101号議案まで
及び第103号議案から第114号議案まで
並びに諮問第2号

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君
主 査 石黒 絵美 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長 原 欣伸 君 副市長 永井 恵三 君

教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	兼 松 光 春 君
総 務 課 長	舟 橋 正 人 君	情報政策課長	上 原 敬 正 君
地域協働課長	中 村 亘 君	防災交通課長	伊 藤 修 君
市 民 課 長	吉 田 高 弘 君	障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君
高齢者支援課長	前 田 敦 君	保険年金課長	舟 橋 きよみ 君
子育て支援課長	青 山 貴 一 君	子育て支援課主幹	中 村 美 和 君
子ども未来課長	上 原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	整 備 課 長	高 橋 秀 成 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	水 道 課 長	梅 村 幸 男 君
下 水 道 課 長	五十嵐 康 君	環 境 課 長	高 橋 正 直 君
産 業 課 長	山 崎 直 人 君	観 光 課 長	小 池 信 和 君
学校教育課長	西 村 岳 之 君	学校教育教育課主幹	鈴 木 早 智 君
文化推進課長	大 黒 澄 子 君	スポーツ交流課長	坂 野 隆 幸 君
歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君		

午前10時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第98号議案から第101号議案まで及び第103号議案から第114号議案まで
並びに諮問第2号

◎副議長（諏訪 毅君） 日程第1、第98号議案から第101号議案まで及び第103号議案から第114号議案まで並びに諮問第2号を議題とします。

お諮りいたします。第98号議案から第101号議案まで及び第103号議案から第114号議案まで並びに諮問第2号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを2つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第98号議案から第101号議案まで及び第103号議案から第108号議案まで並びに諮問第2号に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは2件、質疑をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、第99号議案、犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について、全員協議会資料で行きますと7ページ、議案の2ページのほうですが、第5条の中で、管理の委託が明記されております。ほかのこういった施設を見ますと、こういった明記はあまりされてないんですが、この明記された理由は何なのか質疑いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

塔野地ふれあい広場は、都市美化センター建設時に塔野地区と締結した協定に基づき整備するものです。この広場は、地元への管理をお願いすることも前提に整備を進めており、そのため管理の委託について明記をしております。

また、同じような事例として今井切塞多目的広場がありますが、こちらの設置及び管理に関する条例についても管理の委託については明記しているところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 1点、再質疑をさせていただきます。

今の答弁では、委託先との協議のことが触れられておりますが、今協議を進めておられるかどうか、具体的にはどこに委託をしていく考えなのか、質疑いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、塔野地ふれあい広場は、塔野地区とその協定に基づき整備しているものであり、管理については、地元の塔野地区をお願いする方針ですので、現在その内容について調整を進めています。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） それでは2件目です。第107号議案、負担付きの寄附の受納についてです。

全員協議会資料で行きますと15ページですが、今回のこの寄附で、木曾川鵜飼に関する事業継続に必要な支援等を明記をされておりますが、具体的にはどのような内容か質疑いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

観覧船事業を行う木曾川観光の経営状態が借入れなども多く、非常に厳しいことから、会

社が存続できるよう必要な支援を実施するものです。

具体的には、主に金融機関への借入れ返済及び老朽化した施設の設備投資、木曾川が増水したときに船を陸に上げたりするクレーン車であったり、船外機の更新などですが、必要となっておりますので、そういうのに使用する予定と聞いております。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。再質疑をさせていただきます。

一般的に補助金と言いますのは、補助金の交付申請をして、交付決定をして事業を行い、最後に事業報告をしてという形で一連の流れがあります。この短い期間の中で、さっき言われました補助事業を完了ができるか確認をさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

本会議で議決を受けた後に補助金交付となりますが、先に申し上げた事業内容については、木曾川観光株式会社から、年度内に全て完了する見込みであるというふうに聞いております。

◎副議長（諏訪 毅君） 4番、光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。議案番号107号議案、負担付き寄附の受納について、2点お尋ねをしたいと思います。

1点目、当市で過去に同様の手法で、個人の寄附を受けて、民間企業に補助金として交付した実績はあるのか、これが1点。

2点目、一般的に株式会社であれば増資をして、その株を買ってもらい資金に充てる。また、企業に直接寄附をするのが普通だというふうに自分は認識をしておるんですけども、どうして犬山市を通して今回のスキームでやることになったのか、お尋ねをします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

私のほうから1点目のご質疑についてお答えします。

市制施行時まで遡って議案のほうを調べさせていただきましたが、今回のように個人からの現金で寄附を受領し、補助金として交付したという負担付き寄附の実績はございません。

◎副議長（諏訪 毅君） 原市長。

◎市長（原 欣伸君） 2点目についてであります。

寄附の申出は私に最初ございました。また、11月21日（207ページに訂正発言あり）には、宮川社長にお会いをさせていただいておりますので、この質疑については私からご答弁をさせていただきたいと思っております。

始まりは、結論から言えば、宮川さんのご寄附は、宮川さんのふるさと犬山に寄せる思いと心が形になったものです。始まりは木曾川観光株式会社の経営が非常に厳しい状況となり、それを聞いた宮川さんから寄附の申出がありました。その中で、鵜飼を何とかしたい、鵜飼の灯を消してはならない、鵜飼を未来につなげていかなければならないと、犬山や鵜飼につ

いて熱く語ってくれました。

その上で、企業への直接の寄附ではなく、市へ寄附し、そこから木曾川鵜飼と、木曾川鵜飼にとってはなくてはならない木曾川観光へ経営、事業継続のための必要な支援をしてほしいとのご希望がありましたので、その意向を尊重したものであります。

付け加えて申し上げるならば、宮川さんの行動は聞くだけにはとどまりませんでした。東海テレビの社長さん、名鉄の役員さんと、違う日に違う場所で会いました。そして、同じことを言われました。宮川さんから木曾川観光、木曾川鵜飼を何とかしてほしい、協力してほしいというお話があった。そして、答えも同じように答えてくれます。私たちができることがあれば協力をしていきたい、そうお声かけをいただきました。ほかにもお願いやお声かけをいただいていると想像ができるものであります。

宮川さんに言うまでもなく、損得勘定はありません。繰り返しますが、ただただ、犬山への思いと心です。宮川さんには感謝と感激、感動しかありません。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 寄附者の強い意向があったと。寄附だけじゃなくて、様々な思いもあったということで、市長答弁で理解しました。

ここで1点、再質疑させていただきます。

今回の会計処理は一般会計で受けて、補助金で出すということになっておりますが、木曾川うかい会計は特別会計を持っているものですから、どうしてこの特別会計じゃなくて一般会計のほうでやったのかということ、再質疑します。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

木曾川うかい事業費特別会計は、木曾川うかい事業に関する経費を明確にし、その円滑な運営を図るため設置されているところです。木曾川うかい事業とは、市が実施する鵜飼事業全般、つまり、鵜匠の人件費であったり、鵜の飼育代であったり、鵜舟の管理等の費用全般となります。

民間事業者である木曾川観光株式会社に対する今回の寄附及び補助金の交付については、市が実施する木曾川うかい事業とは直接関係するものではないというふうに考えております。ですので、特別会計ではなく一般会計からの支出となります。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 答弁の修正をお願いします。

宮川さんにお会いしたのは、11月21日と質疑の中では申し上げましたが、11月12日と訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。失礼しました。

◎副議長（諏訪 毅君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番の増田修治です。私からは2件、第99号議案と第107号議案で、

お伺いします。第107号議案に関しましては、先ほど市長から詳細にご答弁いただきましたので、こちらのほうは取消しいただければ幸いです。

第99号議案、お伺いさせていただきます。犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定についてです。全員協議会資料は7ページとなります。

今回、防球ネットを設置施設として付けられるということで、こちらのほう、記載がありますが、このふれあい広場、どのように利用していただくことを想定しているのかお伺いさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

塔野地ふれあい広場については、条例案の第3条に定める入場の制限に抵触しなければ、誰でも自由に利用いただくことが可能となります。

また、先ほども光清議員のご質疑の中でもお答えしたとおり、この広場は都市美化センター建設に伴う地元との協定に基づき設置するものでございます。

その地元からの要望の中には、広場の利用例として、少年ソフトボールや少年サッカーの練習場として、また学校行事の際の臨時駐車場としてなど、一時的に独占利用となるような利用方法もありますが、そのような利用方法も今想定されています。

なお、第6条では広場の管理及び運営に関し必要な事項は市長が規則で定めることになっておりますが、規則においては広場の開場時間は午前8時半から午後5時まで、ただし5月から8月までは、午後7時までとし、12月28日から翌年1月3日までは休場日とする予定となっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からは第98号議案、するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定からお聞きしたいと思います。

全員協議会資料でいきますと、6ページになります。3点ございますが、まとめてお聞きしたいと思います。お願いいたします。

1点目でございますが、この条例案には、使用料に関する規定はないということですので、貸出しは無料でいいかということを改めて確認させていただきたいと思います。

2点目でございますが、貸出方法でございます。こういった形を予定してみえるのかお聞きしたいと思います。

3点目でございますが、フリースペースということになっておりますが、ここを全体的に借りて使用ということは可能であるかどうか。

以上、3点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、小川清美議員の質疑にお答えをします。

するすみ交流センターは、羽黒地区コミュニティ推進協議会の事務所機能のほか、各種公

共施設が隣接しているという立地条件を生かし、多様な分野、世代間の交流を促進する施設として設置するものです。

こちらに設置する交流スペースは、周辺施設にお越しになった方々が気軽に立ち寄っていただき、羽黒のリビングとして休憩したり、交流していただくことを目的としているので、使用料を取ることは考えていません。そのため、貸出しは個人、団体を問わず無料ということになります。

2点目のこういった貸出方法を予定しているのかということなんですけれど、施設は事務所を除き、交流スペースとなりますので、貸館機能を有していません。そのため、施設を事前に予約する貸出しは予定をしております。こちらの交流スペースは予約なしで、席が空いていれば自由に使っていただくということになります。

3点目のフリースペースの全体利用は可能かということですが、フリースペースの全体を占有する利用は考えていません。例えば、一つの団体が全席を利用してしまうと、無料の貸館利用となってしまうことになります。そのため、そうした場所はほかの施設、例えば南部公民館等を事前に予約した上で利用していただくことになります。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも1件、第107号議案について質疑をさせていただきます。

先ほど玉置議員からも質疑がありましたけれども、こういった寄附金の取扱いについて整合性があるのかどうか、ちょっと疑問に思うものですから、質疑をさせていただきます。

本来私も直接、木曾川観光株式会社へ寄附をしていただければよい話だというふうに思っていますけれども、ご本人の意向を尊重して、こういう手法をしたということなんですけど、ルールとしてこれがいいのかどうか、できるかどうか、その辺どういう認識なのか。

それから、こうして株式会社のほうに使うためのお金を寄附金として、負担付き寄附として受け取る、そして補助金として支出するというのは、整合性があるのかどうか。そして市のほうでもいろいろとお調べになったと思います。法的にこういったことについては問題がないのか、根拠はどういうことか、まずお示しいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

今般の市への寄附は、犬山市出身の寄附者ご本人、宮川氏のご意向となります。ふるさと犬山の貴重な伝統文化であり、観光資源でもある木曾川鶴飼に欠かせない船会社の木曾川観光株式会社に対する事業継続に必要な支援を行うことが条件となっていることから、市が負担付き寄附として受納し、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を受けようとするものであり、手続上も問題ないものと認識しております。

次に、寄附の条件として先ほども申し上げましたが、木曾川観光株式会社の事業継続に必要な支援を行うこととなっております。木曾川観光株式会社は、木曾川鶴飼を観覧船事業と

いう形で支えており、伝統文化保存と観光鶺鴒の振興において重要な一翼を担っております。犬山市が木曾川観光株式会社に補助金を交付することについて、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要がある場合は補助ができると規定されております。

今回の状況はそれに該当するものと考えております。ですので法的に問題もなく整合性もあるものと認識しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑させていただきます。

ご本人もどうしてこういった手法を希望されたのかなということも思うんですけども、これを実施した場合、寄附した方や、その方が住んでいる自治体への影響というのはどういったことが考えられるのか。

2点目として、他市町でこのような事例はあるのかどうか、お示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

寄附された方にとってどのような影響があるかについては、これはご本人の問題であり本市が想定するものではないというふうに考えております。

また、寄附者がお住まいの自治体に対する影響については、ふるさと納税と同様に、その方が住む自治体にとっては、住民税等の税収に影響があるものと考えます。

他市町における負担付き寄附の事例については、個人、株式会社、学校法人などによる多くの事例があると認識しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再々質疑をさせていただきます。

自治体への寄附金とは、やはり市の事業に対するものであって、幾ら市の事業に関係するところだからといっても、これは一民間株式会社への寄附なんですね。それを市を通してというのは、私はちょっと筋が通らないのではないかなと思います。

法的に問題がなくても、これは当然市民の理解が得られないのではないかなと思いますが、その辺はどうなのか。

それから、今回のことは非常にレアなケースだと思っています。こういったことは一民間株式会社を優遇することにならないのか、そういった公平性という点からは、どのようにお考えでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再々質疑にお答えします。

今回の寄附は何度も申し上げますが、寄附者からの木曾川観光株式会社の事業継続に必要な支援を行うことが条件でもあります。

現在、木曾川鶺鴒は市が担う鶺鴒匠が鶺鴒舟に乗り、漁業を行う鶺鴒と、その周りで近くで観覧する木曾川観光による観覧船事業が一体となり行うものであり、観光客だけでなく、広く市民の皆様にも認知され親しまれており、郷土愛の醸成に大きな役割を果たしております。

大切な郷土の誇りであり、観光資源でもある木曾川鵜飼を未来へ継続していくため、観覧船事業を行う木曾川観光株式会社を支援することは、公益上必要であると捉えており、民間企業を優遇するものではなく、公平性についても問題ないと考えております。

加えて今回、原資となる寄附、補助金については、市の財源を使うこともなく、ご意向による寄附で支援できますので、市民の皆様にはご理解、ご支援いただけるものと考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 同じく、第107号議案、負担付きの寄附の受納について伺います。

15番、久世高裕です。

全員協議会資料15ページです。要旨が3点ありますので、1点ずつお伺いしてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

1つ目です。市の補助金として、これを支出するわけですが、市には補助金ガイドラインというものが設けられています。それを改めて確認しますと、「具体的な補助対象経費を設定すること」という記述や、「補助率は補助対象経費の50%以下とすること」や、「定額による補助を行うものは、対象経費換算で50%を上回ることがないような金額を設定すること」や、「補助の終期、終わりの期を設定すること」という文言が並んでいます。これに合致するものでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

今回の補助金については、市民からの税金を財源とするものではなく、負担付き寄附金を財源に寄附の上限として実施するものとなりますので、寄附者の示した条件に沿った補助制度とする必要があることから、補助率においては、補助金ガイドラインに適合しないものとなります。

なお、公金として支出するものですので、支出後におきましても、補助金が適切に活用されているかなどについて確認していく必要があるというふうに考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑します。

市制施行始まって以来、こういうことはなかったという答弁もありましたけども、今までこんな事例ってなかったと思うんですが、やっぱりこのもともとの原因は、株式会社だけど、市が特別会計で市営鵜飼を行っている、それと車の両輪、一体となって株式会社が行っているというところにひずみがかもともとあったということが根本的な原因かと思います。

なので、この補助金を支出するときに、例えば公益的なことを行っているのであれば、社団法人でもできるわけです。社団法人だって別に非営利じゃなくて営利事業だってやれるんです。僕もやっているんです、それは。だから、本来であれば公益性があるということであれば、そういう事業体にして、社団法人だったら、寄附金控除のつく形で寄附も得られるんで、そういう根本的な形の在り方を見直す機会にもなったと思うんですが、そういう協

議はしなかったでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 久世議員の再質疑ですけど、今回については、事業継続ということ
を視点を置いて議論、各経済界の方と議論してしまして、今の組織、法人を変えるんですね、
今言われるように、そういうことの議論は、今回はしておりませんので、よろしくお願いい
たします。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑です。

結局、今までも補助金というのは今回が初めて出てきてるわけですけども、だけど、委託
というのはいろいろやっていたんですよね。だから、国から地方創生の関係の委託をその会
社に出ているということもあったんで、先送りをずっとしてきている状況だったというふう
に思ってます。何とかしなきゃ何とかしなきゃ、こういう課題があるということが幾らでも
あった状況を、ずっと何とかしてきた。だけど、何ともならなくなった。そして、今回これ
が出てきたという経緯だと思ってます。

なので、ずっとその根本的な組織の在り方とか、市との関係性というのを先送りしてきた
結果が、今いろいろこうやって非常にありがたいご提案だし、こんなこと普通考えられない
ですけども、ぼんと出していただけるっていう、だけど、ちょっとこれいいのかなという雰
囲気になってしまっているのは、それが原因だと思うんですよ。

だから、本来であれば、こうするべきだという形、例えば、ガバメントクラウドファンデ
ィングってやってましたよね、木曾川鵜飼に対して。ガバメントクラウドファンディングで
市が一旦受けて、寄附金控除が得られる。それを木曾川観光にという形もできたんじゃない
かなと思いますし、例えば、観光に資する基金というものをつくって、木曾川鵜飼の振興に
資するものということで、該当する会社が木曾川鵜飼、木曾川観光株式会社しかないからそ
れはそこになっちゃうけども。だけど、ほかにももし参入する可能性のあるところがあれば、
ぜひお願いしますという裾野を広げるといってもできたとは思ってます。

そういう寄附者の意向に沿って今回出ているということですが、市としての木曾川鵜飼の
在り方ということについて考えなかったんでしょうか、再構築するいい機会だということ。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 久世議員の再々質疑にお答えします。

先ほど申し上げましたように、今回は事業継続を主眼に置いて議論をしていました。ただ、
今回5,000万円という寄附を頂いて、その5,000万円もらったら、もうこれでおしまいだっ
ていうことではなくて、今、議員おっしゃられますように、今後、組織の体制ですとか、運営
の在り方、今、様々なご提案もいただきましたけど、そういうものを来年になれば、今回ご
議決いただければ、年明けになれば、今後の今申し上げたような内容をしっかり各界の代表
者も来ていただきまして、議論をして、すぐ答えが出るか分かりませんが、そういう議論
が必要だという、そういう議員からのご提案でございますので、そういうことは積極的に取

り組んで、市も前に出て取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 私からも重なる部分がありますが、ご答弁申し上げたいと思います。

そもそもこうした議案になったのは、もう4月にはショートする可能性があるという期限
が迫られたということがございます。その初めて市のほうにアプローチをもらったのが春頃
になります。

そこから我々としても木曾川鵜飼を見据えた上で、今後考えていかなければならないとい
う思いで、5月に再建をするための会議を、5者会議を開きました。犬山市、観光協会、T
MO、商工会議所、木曾川観光の5者会議を、7月にスタートをいたしました。そこから8
月に2回目、11月に3回目を開催をしています。そして、永井副市長が今お答えをしたとお
り、問題はここからです。ここから組織をどう立て直して、どう継続していくために、どん
な運営をしていくかという議論を、この年明けから徹底的にやっていくという、5者の方向
性も定まっていますので、そこから今後の在り方についてはしっかり議論を重ねながら、検
討をし、これからあるべき姿を追求していきたいと思っています。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 経緯、非常によく分かってきました。あまり意見は言うてはいけな
いけども、事業の継続ということで、もともと名鉄郵船さんがやってみえた事業ができな
くなってしまった。それを新しく木曾川観光株式会社というのを当時つくって、そこで継続し
ているということなんで、会社の形が変わるってことも、今まであったわけですから、そう
いう可能性というの、これから考えていきたいなと思っているところですけども、2つ目の
要旨の質疑です。

このさっき答弁があったけど、これ今までの何か設備投資したものの今年度全て完了とい
うことだったんで、この5,000万円の寄附をいただいて、補助という形なんだけど、事業継
続ということだけ、今ショートする可能性という言葉もありました。その設備投資してし
まったものに対して充てるものと、金融機関の返済、融資の返済に充てるもの、あと船外機、
これも更新という、これも必要なものではあります、やってしまったものに対する補助と
いうことが多いのかなど。これを入れることで、何年継続できるのかということについては、
いかがでしょうか。通告してある質疑ですけど。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

鵜飼観覧船事業自体が、市が実施している事業ではございませんので、具体的な将来の見
込みはお示しできませんが、ただし、木曾川観光株式会社から示されている事業計画の素案
の内容では、今般、寄附者からのご寄附を得て補助することによって、借入れの返済、それ
から、先ほど、クレーン車も含めて今年度で買うというふうに聞いておりますが、そういっ

た設備投資に使用するというので、本業の船事業を継続することが可能となり、この先は経営自体も持続できるというふうに聞いております。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑をお願いします。

補助を出すときというのは、やっぱり透明性が大事だと思うんですね。この議会でもいろんな団体に対して、適正なのかという質疑はもうずっとされてきました。だから、補助ももらってる団体としたら面倒くさい、うっとうしい話なんです。けど、議会でも一々追及されるし、監査からも一々言われるし、けど、それがその市民のためにとって必要だからやっているんですね。

だから、今回の場合も透明性というのは非常に大事なわけです。だから、その透明性ということに関して、今後の事業継続の見込み、それから事業の在り方がどうなるかということちゃんと議会で説明していただきたいところですけども、それについてはいかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

当然、その透明性というのは保持されなきゃいけないというふうに考えております。ですので、補助金申請においては、きちんとした事業計画であったり、先の見通しであったりということも含めて、そういった書類も提出するというような形で進めていきたいと思っております。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 3つ目の要旨の質疑をさせていただきます。

これでは、今年度ってちょっとさっきびっくりしたけど、今年度で完了すると、補助の使い先は、補助がそれではなくなってしまいうんで、もしこれで事業継続ということですけども、また事業継続できないという事態になったら、次はどうするのか。また、これ寄附をいただけるのか、市でもしかしたら賄わなければいけない。どうしても今、事業継続が必要だという話になっているんで、これ行く行くは税金でもしかしたら今回の認めた場合には、議会もあのとき認めたでしょうと、事業継続が必要だってあなた方も認めたじゃないですか、だから税金でもこれは残さなきゃいけないんですよということに将来なることを危惧するわけですけども、この点いかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

今回の寄附については、事業の継続への支援ということで、今回限りというふうに考えております。ですので、今後、その木曾川観光株式会社の経営状況については、その木曾川観光自体がきちんと計画を立てて運営していくものと考えておりますので、市が税金を投入して補助、交付するというようなことではありません。

◎副議長（諏訪 毅君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。通告していないので、当初5件、第107号議案について、しようと思っておりましたが、4件にさせていただきます。

第107号議案、負担付きの寄附の受納について、4件質疑させていただきます。

皆さんの質疑の中で、あらかじめ概要は分かりました。

1件目として、寄附の条件に合致するかどうかというのをいろいろ借入れの返済、それから老朽化施設の修繕、クレーン、船外機等の更新ということなんですが、一々それが寄附の条件に合致するのかどうかというのは、先方から希望は出ているんですが、それが、ちゃんと寄附条件に合ってるかどうかというのは、行政のほうで一つ一つチェックされるのでしょうか、まずそれを質疑させてください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 今回の寄附については、木曾川観光株式会社の事業継続というところでございますので、当然それは寄附を受ける側の市が判断しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再質疑で、光清議員の質疑の中で、先ほどの大きく4件出てきましたけれども、それ以外でも細かいことでいろいろあるのでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

こちらで確認している、聞いております話の中では、借入金の返済及び施設の更新の2点で聞いております。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） こちらに入ってる情報ではそれだというふうに認識しました。ということはほかにもあるのかもしれないのかなというふうで受け取りました。

2件目です。先日の中日新聞の社説で、日本ライン下りの再開を提案する記事がございました。読まれた方もいらっしゃると思いますけれども、今回の寄附がそのような新たな事業に充当される可能性というのはあるのでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 今回の寄附については、その日本ライン下り云々の事業には関連は全くありません。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 全くないということで理解いたしました。

3件目です。ご存じかもしれません。ご存じだと思いますが、福島県の国見町で問題になっています企業版ふるさと納税を悪用して、納税した企業の関連会社に公金を還流していくというのがちょっと問題になっていますけれども、今回そのようなことになるようなリスク

への対応というのはいかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 今回の寄附金、それから補助金については、事業継続に資するということですので。当然、事業計画等、それから用途についても確認を取ります。また、私が課長のときからやっておりますが、毎月1回きちんと木曾川観光との情報共有もやっておりますので、そういったリスクはないものと考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 月に1回チェックしていただいているというふうに伺いましたけれども、これからどういう事業に充当されていくか、ちょっとまだひよっとしたらまた新たに出てくるかもしれないというところで、そのチェック機能は打合せ等でしっかりチェックしていくということで、確認させてください。よろしいでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

詳細なところまでのチェックという話にはならないと思いますが、今の状況であったり、そのときそのときの現状については、お互いの情報共有をしっかりと図りながら、確認はできるというふうに考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 了解しました。

最後です。先ほどから、今回市制始まって初めてこういう案件があったということですが、これがもう最初の事例になるわけで、このような寄附の案件が今後出てきた場合、今回と同様の取扱いをしていくということで、そういう認識でよろしいか確認させてください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 今回は、今言ったように個別の事案として、実情に基づいた形で皆様にもご審議をいただいておりますので、今後同様な事案が出れば、同じように、負担付き寄附ということであれば、議会の議決も必要になってきますし、先ほど申しあげました地方自治法の第232条の2の規定もございますので、そういうものを個別事案をその段階で審査、検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員の質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私も第107号議案について、1件聞きますけれども、玉置議員が聞かれたことなんですけれども、なぜ市を通すのか、なぜ出資しなかったのかという、それに対して市長が答えられたんですけど、いま一つやっぱり分からないんですが、市として、本当にありがたい話なんですけれども、直接出資されてはいかがですかという、そういうような話をされたんですか。それとももう、向こうが市を通してくれというので、もう分かりまし

たで、それで受けちゃったんでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 柴山議員のご質疑にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、その3点について、我々からも確認をさせていただき、市のほうに寄附したいというご本人の意向により、今回に至っております。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） だから、そこなんですね。市を通すということは、やはりいろんな何か制約はあると思うんだけど、それをわざわざ市を通す理由がちょっと私、分からないんですよね。だから、直接、株式会社のほうに、会社のほうに出資すればいいのに、もう今の答えになってないと僕は思うんですけど、それ言われましたか、宮川さんには。直接、木曾川観光に出資されませんかとかいう話はしなかったんですね。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 柴山議員の再質疑にお答えをいたします。

ですから、先ほどもお答えを申し上げたとおりです。市に寄附していただくほかにも、直接株主となる方法と、直接木曾川観光に出資していただく、その3つの方法があるというものを示した上で、ご本人のご意向が市に寄附したいということでありましたので、負担付き寄附という形で今回ご提案をさせていただいております。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再々質疑で聞きますけど、さっき新原経済環境部長が答えられたんだけど、市を通すのと、直接寄附を会社にするのと、宮川さん、そんな細かいことはどうでもいいって思っているのかもしれないんだけど、税的に得って言ったら本当、申し訳ないなと思うんだけど、どういう違いがあるかというのは、それはもう検証されたんですね。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 再々質疑にお答えします。

それは個人がもう寄附するとおっしゃって見えるものですから、我々が税法上の問題を考えるということではありませんし、考えてはおりません。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴山議員の質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 私からも第107号議案について、2点質疑をさせていただきたいと思っております。

地方自治体の事業にとってと言いますか、犬山市が行っていく仕事の中では、公平性、公共性、公正性、透明性、こうしたものが非常に大事だと私は思っていますし、自治法にもこうした記述があるというふうに思いますが、この中で私は公平性と公共性の点からどうなのかということで、2点質疑させてください。

例えば、公平性について、資本金5,000万円の会社等について、働く者の最低賃金を、例えば1,500円以上にして、労働条件を改善してほしいということで、全て市が補助をしていくということであれば、公平性が担保されるというふうに思うんですね。

ところが今回は、1社に限って、この負担付きの寄附ということですので、1社に限ってこれを行うと、株式会社について行う。どういうふうに見ても、私は公平性が担保されないというふうに思うんですが、どうしてこれが公平性を大きな仕事の柱としている、それを追求しながら仕事をしている犬山市の行為になるのか、私としてはちょっとその辺が分からないんですが、公平性が図られているというふうに、犬山市の仕事として図られているというふうになるのか、この辺ちょっとご説明いただきたいんですが、よろしくお願いいたします。1点目です。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

補助金の交付については、公益上必要な事業に対して補助金として交付するというような観点から、公平性が確保されているというふうに考えております。

また、今回の寄附については、木曾川観光の事業継続という条件がついておりますので、それについても木曾川鵜飼、観光鵜飼を継続していくためには、公益上必要があるというふうで、公益上必要であるということも考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今答弁いただきましたけれども、見解の相違が幾つかあるのかなというふうには思っていますので、2点目に移ります。

自治法の第232条の2の公益上必要があるという立場というのは、これはそのことを立証する責任があるというふうに私は思います。それはどういうふうに考えていますか。

先ほど2点目の公共性ということとの関連です。これが公共性のある事業だということに、自治法の言葉で言うと、公益上必要があるという第232条の2との関連です。

これは実証しないと、そういうことは言えないというふうに思います。きちんと実証する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 今回の寄附については、木曾川鵜飼の事業が継続していくところで、実際、じゃあ、その木曾川鵜飼、夜の観覧船事業が全くなくなったときと比較するということは、ちょっとそういう状況にはなっていないので、ただ、その木曾川鵜飼を観覧するために宿泊してくれる観光客の数であったりというのは、今後ずっと追ってきたいというふうに考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 再質疑させてください。

確かに多額の寄附を犬山市に頂けるということはうれしいことですが、きちんと先ほど言いましたように、その頂いた寄附金を犬山市が使っていく上では、公平性や公共性、こうしたものが担保されなければいけないというふうに思っています。

それで、これはどういう事業展開するかということと言うと、事業継続に必要な支援という言葉が抱えています。私がいい、悪いの判断はまだしてないんですけど、例えば必要な支援の中でむしろ公共性を高める、もしくは公益上必要だということを証明するような形で事業継続に必要な支援を行うことが、私はむしろ大事ではないかというふうに思っていて、例えて言えば、私はこれがいいというふうには思っていないんですけども、増資をしてもらって、その株式を犬山市が所有する、そうすると今の資本金と同額の5,000万円の株主に犬山市がなるという形で、この事業継続に必要な支援を行うということになりますと、まさに犬山市が最大の株主になるわけですので、言わば株式会社ですけども、極めて公共性の高い事業主体になっていくというふうに思いますけれども、こういうことであれば、公共性が担保されるというふうには私は思いますけれども、しかし、私はそれがいいかどうかはまだ判断を下す段階ではないと思っていますけれども、例えばの話ですけども、こうやって公共性を高める、または公益上必要だという理由をしっかりと裏づけるということもあり得るというふうに思っていて、こういう公共性を犬山市として保障していくような事業継続に必要な支援のありようを考えているのかどうか、お聞きいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

すごい案だなと思いましたが、実際、木曾川鵜飼の観覧者数であったり、そこで宿泊した人がその地域に幾ら落とすかというところで、さらに木曾川鵜飼の魅力を高めてもらうような事業展開をすることで、前から申し上げてますように、両輪となって事業を継続していきたいというふうに考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） ちょっと今の部長の答弁が不鮮明なものですから、市長か副市長、私が今申し上げた質疑に対しての答弁いただけませんか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再々質疑にお答えをいたします。

今回の議案は、繰り返しますが、あくまで寄附者の意向を持って公益性があると判断をし、今回の議案として提案をさせていただきました。

今後の在り方については、先ほども久世議員の質疑に答えたとおり、経営の在り方、組織の在り方も含めて、5者会議において、再建の在り方について徹底的に議論を重ねていくところであります。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第98号議案から第101号議案まで及び第103号議案から第108号議案まで並びに諮問第2号に対する質疑を終わります。

ここで10分間の休憩を入れたと思います。11時5分から再開をさせていただきます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

では、午前11時5分まで休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類、第109号議案から第114号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは、通告をいたしました3件、第109号議案から2件と、第111号議案から1件、質疑をさせていただきます。

まず最初に、第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）から質疑をさせていただきます。

まず、1件目であります。歳出の2款1項12目、全員協議会資料で言いますと、20ページと24ページ、議案書のほうの20ページ、21ページになります。

24ページのほうなんですけども、この中でDX推進支援事業で、審査員4名の報酬、旅費を計上していますが、この中で学識者及び有識者4名分ということで、どういった学識者や有識者を想定をしているのか、質疑をさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

プロポーザル審査委員4名については、犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条第1項第1号及び第2号にて、学識経験を有する者及び実施事業に関し、専門知識または資格を有する者となっています。

今回はDX推進を行っていくために、デジタルの専門的な立場から多種多様な知識を持ち、市の事情に精通した人材を想定しています。

委員就任については、学識経験者として大学教授、有識者として総務省の地域情報化アド

バイザーの方々と、当市のICT事業推進に尽力している事業者代表の方4名に内諾をいただいております。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） 分かりました。この4名について、こういったような方が就かれるかということで理解いたしました。

それでは、次の質疑をさせていただきます。

歳出の3款2項2目と9款4項1目、これは保育所と幼稚園ということで2つ同じなんですけど、全員協議会資料で言いますと21ページと32ページ、議案書のほうですと、28、29ページと42、43ページということになります。

32ページのほう、全員協議会資料のほうなんですけど、こちらのほうに、保育所における性被害防止対策事業ということで出ています。この中で今回、子ども性暴力防止に向けた総合的な対策で講ずる対策ということで、パーティションが出ているんですけど、こちら国のほうの緊急対策のパッケージのホームページを見ると、いろいろ記載があるんですけど、今回この補正予算でこのパーティションを設置をして、これでこのパッケージに対する対策というのはこれで完了となるのかどうかということを確認したいと思いますので、よろしく願います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 小川隆広議員のご質疑にお答えします。

今回の補正予算において、橋爪及び五郎丸子ども未来園を除く公立保育所11園と犬山幼稚園1園について、屋内用、屋外用パーティションを設置します。

合わせて、私立保育所2園についても、子どものプライバシー保護を目的とした支援事業に対し、補助金を交付するための予算計上をしました。

子どもの性被害については、弱い立場に置かれた子どもや若者が性犯罪、性暴力の被害に遭う事案が後を絶たない、また被害にあっても、それを性被害であると認識できないことや、声を上げにくく、適切な支援を受けることが難しいということが国においても指摘されています。

国の予算を活用した備品等の設置については、今回で完了となりますが、保育現場においては引き続き文部科学省で作成している生命の安全教育の教材、指導の手引きを活用し、子どもたち向けに水着で隠れる部分は自分だけの大切なところ、相手の大切なところを見たり触ったりしていけないことなどの指導を行ってまいります。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今の答弁で、いわゆるハード面では、これで対策が終わるけど、ソフト面のことをまだこれからやっていくよということで、理解をいたしました。

それでは、3件目の質疑に移ります。第111号議案、令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）ということで、こちらのほうの歳入の2款1項1目、全員協議会資料で

言いますと18ページで、議案の6ページになります。

ここで、犬山城天守防災設備改修工事の再検討に伴う減額ということで、1,298万2,000円、これが減額をされておるわけですが、これどういった理由での減額になっているのかということをお示しいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

犬山城天守防災設備改修工事については、令和5年度に現状と課題の分析、対策方針の整理などを行い、防災対策計画の案を作成し、この内容について防災対策検討委員会で審議をしており、当初は、令和6年度上半期までに天守に係る部分の計画策定を完了させ、下半期に実施設計を行う予定でした。そのため、令和6年3月と5月に防災対策検討委員会を開催し、具体的な審議を行ってまいりました。

検討していたスケジュールは、まず、感知器の増設、更新、電気設備の更新、監視カメラの設置などを令和7年度に実施し、スプリンクラー導入については、人力による初期消火が困難な箇所の見極めを行い、設置場所や設置方法の検討を行うこととしていました。

この内容について7月に文化庁協議を行ったところ、配線工事などの手戻りが発生する可能性があるため、再検討するようにとの指導を受けました。

そこで、全ての対策を網羅した計画を策定した後、実施設計を行うという方針に見直すとともに、初期消火の体制強化と設備については、必要性和設置に当たっての使用について検討しており、引き続き、委員会での審議、文化庁協議にさらなる時間を要するため、文化庁と協議し、令和6年度中に実施設計を完了させることは困難と判断をいたしました。

このように実施設計を延期したため、国庫補助申請を取り下げて、歳出として、対象事業経費である設計委託料、文化庁指導旅費を減額するとともに、歳入として国宝重要文化財等防災施設整備費補助金を減額をするものです。

今後、犬山城防災対策検討委員会の審議、文化庁協議を経て、犬山城防災対策計画の策定を令和7年度中に完了させた上で、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度から順次、天守の防災設備の更新、新設工事を行う予定です。

◎副議長（諏訪 毅君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からも1件、質疑をさせていただきます。

第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）ですが、歳出の4款3項2目、都市美化センターの営繕、全員協議会資料ですと23ページ、議案書ですと34、35ページですが、今回、緊急対応の営繕工事費が増額をされていますが、この内容はどうか質疑いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

都市美化センターは令和10年度の廃止を予定しておりますが、それまでは継続してごみ処

理を進めるため、過度にならないように、適切な維持管理を行っていかねばなりません。9月時点での執行見込額は約2,490万円ほどでしたが、入札等の執行により、11月末時点では執行見込額は、予算2,500万円のところ、約2,320万円となっています。

今回、補正予算で計上した額の根拠については、具体的な積み上げによるものではございませんが、過去3年間の1月から3月の予算執行額を基準に計上しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。1点、再質疑させていただきます。

今、都市美化センターがかなり老朽化をしてきて、一定の営繕工事費を持ってないと、当然理解はできません。

都市美化センターは、焼却炉と、もう一つ、粗大ごみの破碎施設もありますが、これらについての営繕工事費も含まれているか、確認のため再質疑いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

都市美化センターは、議員おっしゃるように、焼却施設のほかに粗大ごみや不燃ごみなどの破碎施設があります。破碎施設は昭和59年から稼働していますので、老朽化も進んでいます。実際には不具合等発生しており、今年度も集じん機のメーターや破碎機のスイッチの更新工事を行っています。破碎施設も令和9年度までは運用を続ける必要がありますので、随時修繕や経年劣化を見据えた予防修繕を行い、適切に管理していくということで含まれております。

◎副議長（諏訪 毅君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からも、第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）から3件、お聞きしたいと思います。順番にお聞きいたします。

まず、1件目でございますが、全員協議会資料で行くと24、25ページということになります。あと議案書で行きますと、6ページということで、債務負担行為補正が1,000万円ということになっております。

この委託の内容でございます。来年ということでございますので、今、どこまで答えられるかというのは別としまして、予算として出ている以上、ある程度の考えはあろうかと思っておりますので、その点についてお聞きしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

本市のDXについては、「来なくてよい市役所」をはじめとした市民サービスの向上、それから事務の効率化などを目的として、9月に補正予算をいただいて、今、事務を進めており、来年度はさらにそれを加速化していくために今回、補正予算させていただいております。

令和7年度の委託内容につきましては、現在プロポーザル方式で受託者選定するための仕

様などは、事務局案として今固めているところですが、審査委員会での審議を経ていないということもございますので、申し訳ありません、ちょっとお答えすることはできません。以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 審査委員会、これからあるということで、十分な審議はしていただけるものと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。また来年度予算の3月議会で内容を拝見させていただきたいと思っております。

2件目でございます。全員協議会資料の32、33ページ、歳出でいきますと、3款2項2目、9款4項1目ということになるかと思いますが、保育所における性的被害防止対策ということで、屋内、屋外パーティションを購入されるということでございます。

このパーティションの材質とサイズ、どんなものかということが1点と、特に屋外パーティションでございますが、耐久性、あるいは耐光性と言うべきかと思いますが、そういったものについて、どうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 小川清美議員のご質疑にお答えします。

屋内パーティションは3歳未満児のおむつ交換の際に使用します。材質はプラスチック製ですが、子どもがぶつかったときなどにけがをすることのないよう、弾力性のある素材とし、サイズはパーティションを広げた状態で、幅約290センチ、高さ約60センチ程度で、折り畳み式のを想定しております。

次に、屋外パーティションは、夏のプールの際、既に外部からの目隠し用にネットを張っていますが、園児がシャワーの使用のとき、さらに外部から見られないよう設置する予定です。材質はポリエステルなどの布に、両面に塩化ビニールを張り合わせたメッシュ素材のもので、透き通ることなく見えにくいものとし、サイズはパーティションを広げた状態で幅約210センチ、高さ約140センチ程度の折り畳み式のを想定しております。重さは約10キロ程度で、保育士による持ち運びも簡単なものを想定しています。

また、屋外でプール時に使用することから、耐水性のあるもの、紫外線等に耐え得るもの、万が一子どもがぶつかってもけがをすることのないよう、そうした外的要因に耐え得る耐久性のあるものを想定しております。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。理解をいたしました。

続いて、3件目でございます。全員協議会資料では34ページ、議案書では44、45ページということになります。

舞台設備等改修工事実施設計業務ということでございますが、この業務に当たっては、令和5年から基本設計とか改修計画、調査もやられているということと思いますが、このときの調査で、外壁タイルですね、あそこは全部タイルでございますので、そういったタイルの剥離状況などについて調査されたかどうか、ちょっと分かりませんが、されているとす

れば、どういう状況であったのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

犬山市民文化会館、南部公民館については、令和2年度に打診及び赤外線による外壁調査を行っており、そのときの調査報告書を踏まえて、今回の基本設計業務を行っています。

調査報告書では、経過年数を考慮すると比較的劣化症状は少なく、タイル先付け工法によるタイルの安全性はおおむね確保できていると判断するとなっています。

ただし、僅かではありますが、部分的に鉄筋のさび膨張によるタイルとコンクリートともに、剥落している箇所や剥落の予備軍となる浮きの発生があり、劣化の拡大を防ぐため、今後、部分的に補修をする必要があると報告がありました。

今回の基本設計の中では、人的事故の防止を主目的とすることから、今すぐのタイル剥落の危険性はないものの、通路に面し、人の往来のある部分の浮きを修繕するため、丸柱などの修繕費用を見込み、実施設計業務委託において、詳細設計を行う予定であります。

◎副議長（諏訪 毅君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第109号議案と第111号議案から合わせて4件の通告をさせていただきましたが、第111号議案の犬山城特別会計に関しては、小川隆広議員の質疑で回答が分かりましたので、取下げさせていただきますが、よろしいですか。

◎副議長（諏訪 毅君） では、第111号議案の質疑の取下げですね。了解しました。

◎9番（畑 竜介君） それでは、第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）から3件、お伺いたします。

まず、1点目です。全員協議会資料21ページ、議案ですと42、43ページ、歳出9款3項2目、中学校教材等整備についてです。今回、1,486万2,000円計上されておりますが、次年度の教科書をこのタイミングで補正されている理由、それと議会の議決を経なければいけないのが2,000万円以上ということだと思いましたが、今回この金額で補正される理由についてお伺いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

教科書は4年に一度改定があり、小学校は令和6年度、中学校は令和7年度に改定があります。教科書に合わせて改定となる教師用の教科書及び指導書は、例年、当初予算にて計上し、4月初旬に契約をしていましたが、指導書については、デジタル教材が含まれるようになり、新年度早々にデジタル教材を使用するためには、環境構築を令和6年度から令和7年度にまたがって作業期間を確保して行う必要があることから、補正予算に計上し、さらに繰越明許費を設定するものです。

今回の中学校の指導書購入については、2,000万円未満のため、議決を経る必要はありません。

せんが、事業の体制をしっかりと整えるため、また議決が必要になる小学校の指導書購入を考慮した契約スケジュールに統一することが妥当であると判断をしたものです。

◎副議長（諏訪 毅君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、2件目です。全員協議会資料24、25ページ、議案で20ページ、歳出の2款1項12目、DXの支援業務についてお伺いします。

先ほどから質疑出てますけども、今年度、今、実施しているのはソフトバンクさんに来ていただいて、実施をしていただいていると思います。来年度、加速していくということで1,000万円、債務負担行為ということで、来年度に期待しているところではあるんですけども、来年度プロポーザルということになりますと、今年度既にソフトバンクさんが入っているということとか、いろんな情報を含めて、一步リードしてるかなというようなこともありますが、プロポーザルのその公平性という意味で、来年度のプロポーザルの公平性をどう保つのか、その辺についてお聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

次年度の委託契約については、先ほどもお話しさせていただきましたが、プロポーザル方式で入札を予定しています。外部委員4名が入っている審査委員会で業務の仕様を決定し、公正・公平な立場で事業者選定を行っていきます。

よって、選定において、現在の受託者が有利に働くということはありません。

◎副議長（諏訪 毅君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 1点だけ再質疑します。

今年度の進めた内容というのは、その次年度の条件に提示されるというか、皆さん公平にその条件を見られるというか、本年度、実施した調査というか、今年度実施した結果については、次年度のプロポーザルで皆さん公平に見られるという状況でよろしいですか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

成果が出るタイミングの問題もありますけども、現在の受託者だけがそれを見られるとか、そういう形のものとは想定していません。

◎副議長（諏訪 毅君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 理解しました。ありがとうございます。

続いて、3件目です。全員協議会資料の34ページ、議案44、45ページです。歳出9款5項3目と7目、舞台設備等改修工事実施設計業務委託、先ほど小川清美議員の質疑でもありましたが、今回、全員協議会資料34ページ最下段の参考に、利用者の安全確保というのが記載されていますが、これは先ほど言ったタイルとか、そういうことなのか、また工事の内容はどういったものなのか、確認させてください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

令和6年2月の大沢議員の一般質問に対する市長答弁のとおり、市民文化会館は、安全確保のため、必要最小限の維持補修を進めていく。そして、文化振興の拠点として、文化会館の再生に攻めの姿勢で取り組んでいくという方向性であります。

その中で、今回の改修工事は、市民文化会館、南部公民館の設備等の老朽化による人的事故を防ぐことを最優先として実施するものです。人的事故とは、設備の故障、破損が、施設利用者や会館職員の人的被害に直結する事故であり、例としては、震災時における客席の天井落下や舞台上の吊るし物の落下などが挙げられます。こういった事故を防ぐため、大ホール、講堂の天井に落下防止ネットを設置する特定天井改修や、舞台上に設置のどんちょう、音響反射板、幕類などを支えているマニラロープやワイヤロープの取替え、あるいは災害時、停電の際に避難誘導のため稼働する自家発電機の一部更新などを実施するものです。

このことから、工事内容の大半は一般の施設利用者にはあまり目に触れない部分の改修が大部分となるところでありますが、文化会館の利用推進という目的を踏まえて、また令和6年4月の議会からの申入れ事項でもある市民要望の多いトイレの洋式化やLED化も合わせて実施する予定であります。

◎副議長（諏訪 毅君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。私からは第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）から2件質疑いたします。

1件目です。全員協議会資料20ページ、議案は20、21ページをご覧ください。

歳出、2款1項8目、地域活動推進費についてです。今井ふれあいセンター、東ふれあいセンターの施設管理業務委託料の増額の内容についてお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質疑にお答えします。

それでは、島田議員の質疑にお答えをします。

今井ふれあいセンターの施設管理は、今井小学校区コミュニティ推進協議会へ、東ふれあいセンターの施設管理は東コミュニティ推進協議会へそれぞれ委託しています。

今井、東ふれあいセンターともに、通常9時から12時までの開館とし、12時以降の利用については、予約がある場合に開館しており、その分の人件費は時間外として支払いをしています。

今回2施設においては、市民活動団体や近隣町内会などの利用が増加しており、この時間外部分の支出が増加したこと、最低賃金が令和6年10月から引き上げられたことから、当初予算を超過する見込みとなるため、今回増額補正をするものです。

◎副議長（諏訪 毅君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。

では、2件目です。全員協議会資料20ページ、議案は20、21ページをご覧ください。歳出

2款1項6目です。災害対策費です。

議案21ページの家具等転倒防止器具取付委託料について、今年度の執行状況と補正予算後の件数の見込みはどうかお尋ねいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、島田議員の質疑にお答えします。

家具等転倒防止器具取付委託料は、自分で取り付けが困難である65歳以上の高齢者のみの世帯、要介護者や障害者のいる世帯を対象として、1世帯当たり4点まで無料で取り付けを行う事業です。

現在の執行状況ですが、令和6年11月1日現在、34件実施しており、96%執行済みとなっております。

現時点で10件申請をさせていただいており、補正予算をお認めいただければ速やかに進めていきます。

今後は、現在お待ちいただいている10件を含めた30件の申請を見込んでいます。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、大沢秀教でございます。私からも第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）から3件、質疑をさせていただきます。1点ずつお願いいたします。

まず、歳出5款1項4目の土地改良費でございますが、全員協議会資料の23ページ、それから議案で言うと36、37ページでございます。土地改良用水施設の修繕料ということで97万9,000円の補正予算でございますが、この犬山用水揚水機場、これを適正に管理するというのは土地改良事業の課題として、毎年実施されているものと承知しておりますが、私自身、あんまり焦点を当てたことがないわけでありまして、今回この補正に際して、内示書のほうを見てみまして、どんな修理なのかなというふうに調べてみようと思ったわけでありまして、内示書の112ページを見ておりますと、犬山用水揚水機場揚水ポンプの瞬時積算流量計の修繕ということで、97万9,000円でありまして、これが果たしてどんな故障なのか、重要な修繕なのか、この揚水ポンプというのは修理を繰り返しているというふうに承知しておりますが、今回のこの故障というのはどのような故障なのか。

また、この内示書を見ておると、備考として市有物件災害共済会災害共済金と、言わば保険だと思えますけれども、せっかくこの共済があるのに、ここから20%しか修理に充てられないということになっておりますが、この理由についても合わせてお尋ねをいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

今回補正計上させていただいた揚水ポンプの修繕料は、取水した水量を示す流量計において、異常値が表示されたことにより修繕するものです。

故障の原因については、令和6年8月25日にポンプが緊急停止しており、中部電力に確認を取り、当日落雷で電圧が低下し、瞬間停電があったことが確認できたため、落雷による故障というふうに判断しております。

木曾川から取水量の正確な管理記録については、取水権の関係で、河川管理者である木曾川上流河川事務所への報告が必要となりますが、現在これに支障が生じているということ、そのため渇水期であるこの期間に修繕をするものです。

次に、なぜ20%かというところですが、犬山用水揚水機場の建物と収容される動産については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物損害共済に加入しております。今回落雷による被害を受けた流量計は、動産のため復旧に係る修繕料に対して完成からの経過年数により減額された額が共済金と支払われることとなります。経過年数による減価率は1年ごとにマイナス5.3%ずつで、15年の経過で最終残価として20%となっています。

したがって、この揚水機場は、平成6年度に完成し、およそ30年が経過していることから、今回は修繕料の20%の共済金の受け取り額となります。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） よく分かりました。ありがとうございます。

では、2点目の質疑をさせていただきます。

議案の34、35ページ、全員協議会資料ですと23ページ、歳出4款3項2目18節の尾張北部環境組合負担金の146万円の減額でございます。これも全員協議会資料によりますと、前年度事業費の確定に伴う精算ということでありまして、それを言っちゃおしまいよと言いますか、聞くまでもないと思えばそうではございますが、尾張北部環境組合議会の決算認定を経ての提案というように思うわけでありまして、新施設の起工式が先日行われたということからも、事業としては順調に来ているものという認識であえて質疑をさせていただきます。

それだけ私も思いが深いということでございますが、犬山市の減額が146万円ということで、この負担金、2市2町の負担金を合わせると、恐らく500万円程度の減額になるかと思えます。

例えば、何か先送りしたような事業が、昨年、令和5年度にあったとか、例えば、ちょっと買おうと思っと思った土地が買えなくなっちゃったとか、そういう原因があつての減額であるのか、その確認の質疑をさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

尾張北部環境組合の負担金は、議会運営費負担金、それからごみ処理施設建設費負担金、地域振興事業費負担金から成っており、今回減額するのはごみ処理施設建設費負担金です。減額の理由としましては、尾張北部環境組合の令和5年度決算認定に伴い、令和6年度への繰越金の額が確定したことによるもので、構成市町からの負担金の額を減額するというところでございます。

尾張北部環境組合で繰越金が生じた要因としては、議員が言われるように、何かの事業を先送りしたとか、そういったようなものではなく、単に入札差金によるものと伺っておりま

す。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 入札差金なら、なおよしということでございます。ありがとうございます。

それでは、3件目でございます。全員協議会資料の30、31ページ、議案ですと26ページ、27ページ、歳出の3款2項1目、屋内型キッズスペース整備の28万9,000円でございます。これは屋内型キッズスペースの整備に当たっての、これも私、大変思いがある事業でございますので、あえて聞かせていただきますが、このプロポーザル審査委員会及び公の施設指定管理者選定審議会、この2つの委員会、審議会の委員報酬と旅費で28万9,000円でございます。

このそれぞれに重要な委員会、審議会になると思いますので、質疑させていただきますが、全員協議会の資料を見ますと、ほぼ同時期に3回の開催をそれぞれの審議会、委員会、予定をしているようですが、この2つの会は同日に行う予定をしているということでしょうか。ということは、両方の委員を兼務する方が何名かいるというふうに理解すればいいか、まずお尋ねをいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 大沢議員のご質疑にお答えします。

今回の整備では、設計施工から管理運営までの一括発注方式、いわゆるDBO方式を採用することから、プロポーザル審査委員会では、設計施工管理運営までの全体を審査することになります。

一方、指定管理者選定審議会では、施設の管理運営を行う指定管理者としての適否を審査することになります。管理運営の部分では審査の目的が重なる点もあることから、委員の一部は兼務していただくことを予定しております。

また、スムーズな審査を行うに当たり、プロポーザル審査委員会と指定管理者選定審議会は同日または近日での開催とする考えです。

なお、プロポーザル審査委員会は委員数9名、指定管理者選定審議会は委員数5名を予定し、兼務する委員の数は2名を予定しています。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。今の答弁の中で、それぞれの委員会、審議会について、同日または近日中に行うということ、それから目的についてもちょっと触れていただいたかと思えますけれども、それぞれの目的と役割について、もうちょっと分けてお聞きしたいと思いますので、再質疑をさせていただきたいと思えます。

特に、指定管理者選定審議委員の任命に当たり、どういう方に委員をお願いしていくのか。その役割、目的について、それからプロポーザル審査委員任命に当たって、これはある程度必要な専門性というのがあるように考えるわけですが、これはどういう方に委員になっていただくのか、また双方について市から部長級の方が委員に入られるというように全員協

議会資料に書いてありますが、この辺りについてもお示しいただければと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 大沢議員の再質疑にお答えします。

民間では多数のキッズスペースが運営されておりますが、市にはその実績がありません。設計段階から運営に至るまでの随所に、効果的に民間ノウハウを生かし、利用者に対するサービス水準を向上させることを目的としております。

プロポーザル審査委員会は、この民間ノウハウを最大に生かせる事業者を選定することを目的としております。

また、指定管理者選定審議会は、施設の管理運営を行う指定管理者としての適否を審査することを目的としています。

指定管理者選定審議会の委員の選定に当たっては、民間経営等に識見を有する方として、公認会計士や弁護士、商工会議所の方、また学識経験者として児童福祉分野の大学教授を予定しております。また、市からは部長職1名を選定する考えです。

プロポーザル審査会の委員の選定に当たっては、学識経験者として児童福祉分野と建築分野の大学教授、実施事業に関し専門知識等を有する者として、民間保育園運営者や障害児事業所運営者、子ども大学講師、その他保護者や親子サークルの方、入札契約審査委員会委員の市の職員、部長級2名を想定しております。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 予定はなかったのですが、再々質疑をさせていただきます。

それぞれの委員会について、部長級というところは説明をいただく前にも大体分かっていたわけなんですけども、もし、例えば健康福祉部長だとか、子ども・子育て監が入るとか、そういった予定までおありでしたらお示しをいただければと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 今後検討していく予定です。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 18番 大沢秀教議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からも第9号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）より2件、質疑させていただきます。

まず、保育所などにおける性被害防止対策事業についてです。

こちらの新しい備品ということで、先ほど小川清美議員が備品についての詳細は質疑されました。今回、パーティションということですが、新しいものを導入する際に、保育士さんがその使い方を最大限理解し、活用できることが大切だと思い、この質疑にさせていただきました。

子どもの安全性や保育士の作動動線を確保するといった保育士さんへの説明、研修という

言葉を使ったんですが、レクチャーというか説明の場がありますかという質疑でございます。よろしく申し上げます。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 沼議員のご質疑にお答えします。

今回のパーティション購入については、もともと国の趣旨を保育現場に伝え、現場の要望を聞き取りにより決定したものです。したがって、現場保育士は、パーティションの使用用途については理解しております。

使用に当たっては、当然のことながら、子どものけが等も含めた安全確保を前提とし、設置場所など、事前に各園ごとでその取扱いについて共通認識を持って使用していく予定です。

また、小川隆広議員でもお答えしましたが、保育現場においては、国の趣旨を踏まえ、子どもに対し、水着で隠れる部分は自分だけの大切どころ、相手の大切どころを見たり触ったりしてはいけないということを日々の保育の中で自然な形で、今現在も指導しておりますけれども、今後も引き続き認識できるよう伝えていきます。このような取組については、全ての保育士が共通認識を持って保育に当たっていきます。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 分かりました。続きまして、こちら歳出の9款2項1目、全員協議会資料21ページ、議案は40ページ、41ページ、医療的ケア児看護師派遣事業委託料ということで質疑させていただきます。

私、細かな数字を出しておるんですが、こちらは内示書を見させていただきました。看護事業委託料ということで、委託料の中に、3,500円掛ける7時間掛ける2日掛ける4人という条件が示されておりました。計算式が示されておりました。この7時間、2日というものが、まずどういった背景や基準で設定されたのか、1点目質疑です。

そのほか、この4人という看護師さんが、どのような支援体制でサポートしていくのかについて、2点、質疑させていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、該当の医療的ケアを必要とする児童は、令和7年度入学予定のため、令和6年度は、看護師への事前研修を行い、入学後の学校生活に不備がないよう準備してまいります。

研修時間は、児童が実際に学校にいる8時半から15時半の7時間で想定しており、1日目は看護師への手技指導など、2日目は学校での移動の流れなどの動線確認を行う予定です。

2点目の看護師4人は、全員が一度に勤務するわけではなく、児童の登校に合わせてローテーションで1名が対応するよう勤務を割り当てる予定です。担当する看護師を1人しか設定していない場合、当該看護師が急に欠勤になった場合に、児童への医療的ケアを行うことができなくなるため、複数人のチームとして、医療的ケアを実施できるようにしておくことで、児童の学校生活に支障が出ないよう対応してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。数字については理解しました。

再質疑します。

4人の看護師さんについてですが、こちらは看護師さんの申し送りだとか、今日あったことをこのように次の日につなげていくとか、そういった話合いの場というのは設けられるのでしょうか、お願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの質疑にお答えします。

当然、4人でローテーションのチームということですから、そのような申し送り事項だとか、そういったものをきちっと正しく伝えていくということは必要なことです。ただそれを例えば顔合わせて月初めにやるのかとか、どこのタイミングでやるのかだとか、基本的にはノートでやっていくのかとか、そのような具体的なことはこれからまた定めてまいります。間違いなく伝えて、しっかりと情報共有するように努めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 14番、沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）について、1件質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の30、31ページから、議案書では26から27ページの屋内型キッズスペース整備事業、プロポーザルのお金ですけれども、28万9,000円ということで挙げられております。3点お願いをしたいと思うので、1点ずつお願いします。

まず、1点目で、どんな施設を造っていくのかについてです。

この全員協議会資料に様々なことが書いてあるんですけれども、事業者を選定すれば早くできるだとか、工期だとか、そういったことについては書かれていますが、実際にこれ、どういうイメージのものができるといことが分からないんですね。

私もこの近隣のところで調べてみましたけれども、春日井市ではぐりんぐりんというところで指定管理でやっています。ここもゼロ歳から小学生の子たちが遊べる場所なんです。エリアが色々分かれていたり、それから、予約制なんですね、抽せん予約とそれから通常予約ということで、様々な特徴があります。

また、小牧市では、小牧の子ども未来園といって、ラピオ内の児童館なんですけれども、ここでは小牧市の人は予約も必要なく無料なんですけれども、多分休日などは混むんでしょうね。市外の人は休日等は事前の予約制ということで、休日等はその入場料が必要ということで400円ということになっているんですが、私としては、子育て支援としてしっかり位置づけるということで、市が責任を持ってやっていくということ、それから、利用しやすい施設だということ、それから、犬山市の身の丈に合った施設、そういったことが必要ではないかなというふうに思っております。

そこで、質疑をさせていただきます。

そういった遊具ですとか、エリア分けなど、どんなイメージのものを目指しているのか。

それから、市民の要望などをアンケートで取っていると思うんですけども、こういった市民が望む施設になるのかどうかですね。私が聞いているところでは、せっかく造るんだから、児童館機能を持たせてほしいなんていう要望もあります。そういった点からはいかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員のご質疑にお答えします。

市としては、子どもも大人も楽しめる全天候型キッズスペースとすることを目指しています。具体的には、子どもが思い切り体を動かせ、また体力のみでなく、想像力や豊かな感性を育む空間としたいと考え、子どもが思い切り走り回れるような動線を確保することや、知育遊び機能、乳幼児の安全性を保てるようにゾーニングすること、また、大人もわくわくできたり、リラックスして子どもと過ごせる空間を目指しています。

令和5年度に実施した園児の保護者などを対象にしたアンケートでは、遊びの充実や、広々と伸び伸び遊べるスペースが欲しいなど、様々な意見をいただきました。そういった声を取り入れて、子育て世代が望む施設にしていく予定です。

先ほど児童館機能をとのお話もありましたけれども、乳幼児の安全性を保つゾーニングを施した小学生までを対象とする子どもの遊びのための施設であり、児童厚生員といった専任の職員は配置しませんが、子育て相談に関する機能を備えることから、今回整備するキッズスペースと児童館は、機能的には共通する部分が多い施設と考えます。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） お諮りいたします。

12番、岡村千里議員の質疑の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切りまして、午後1時まで休憩をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類の議案質疑を続行いたします。

岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 1点目の質疑のところまで終わっていました。

答弁で、全体のイメージとしてはどんなものかというのは分かりました。

再質疑をさせていただきます。

育児相談のスペースというのは、どのように確保されていくのか。この1,500平米の中で取っていくのか。これも民間運営を考えているのかどうか1点。

それから、2点目として、利用に当たっては、その利用料金だとか、それから予約制なんというのは予定されているんでしょうか、お願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員の再質疑にお答えします。

相談スペースは、施設内に2部屋確保する予定です。相談機能につきましては、市の直営で実施する予定です。

2つ目の利用料金等についてですけれども、2歳までは無料としますが、3歳以上は有料とする予定です。

有料とすることについては、令和5年度のアンケートにおいて、約7割強の方が有料でも利用したいと回答しており、こういった声を踏まえ、方針を決めています。一方、料金が高額となると利用しづらいとの声もありますので、市民の方は市外の方の半額とし、市民が利用しやすい料金とする予定です。

予約制についてですけれども、気軽に利用しにくくなる面がありますので、現在導入を予定しておりませんが、施設が混み合ったり、利用に支障がある場合などは必要となる可能性もありますので、事業者からの提案により、必要に応じて検討していきたいと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 確認の意味で再々質疑をさせていただくんですが、先ほど最初に申し上げましたように、やはり利用しやすいことがとても大事だと思います。例えば、買物をしている間に子どもさんが利用できる、あまり小さいお子さんは、目が届かないとかそういったことがあるので駄目ですけど、そういった気軽に利用できる施設にしていくのかどうか、その点だけ確認をお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員の再々質疑にお答えします。

令和5年度に実施した市民アンケートでは、施設の場所について、公共交通機関でのアクセスのよさや商業施設の周辺がよいといった意見が多くあり、そういった意見も参考にし、ヨシズヤ犬山店に決定した経緯がありますので、利用しやすい場所であるというふうに考えます。

また、商業施設内ということから、買物の後に、親子で立ち寄って遊んでいただくなど、日常的に立ち寄る場所として、市民が気軽に利用できる施設を目指していきたいと考えます。

先ほど議員のほうから、子どもだけ買物中にとの話があったんですけども、子どもだけで利用する施設としては考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、2点目の質疑をお願いします。

整備手法や管理運営方針の検討の経緯についてなんですけれども、今回は全員協議会資料にもありますように、DBO方式を採用ということです。調べてみましたら、デザインビルドオペレーションということで、国や自治体が資金を調達し、民間事業者に一括で委託をしていく公設民営方式ということなんですけれども、これ犬山市でも初めて導入することだと思いますので、まずこの方式についての説明をお願いします。

また、2点目として、この方式を決定するに当たって、市直営ですとか、あるいは通常の民間委託などは検討されたのか、お願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員のご質疑にお答えします。

DBO方式とは、行政で資金調達をし、民間の事業者には施設の設計施工に加え、その運営と管理までを一括発注する方式となります。

メリットとしては、運営までを見越した設計を行うことで、効果的な整備ができることや、分離発注方式に比べ、工期を短縮できることが挙げられます。

DBO方式は、事業手法の比較検討や事例の調査を行った上で、市長まで決裁を得て採用しております。

また、施設の運営方法についても、同様に検討した結果、直営よりも指定管理による場合のほうが、民間の経営のノウハウを活用することで、コスト削減や、利用者ニーズへの迅速で柔軟な対応が期待できる指定管理者制度を採用したものととなります。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

DBO方式というのを調べてみますと、割ともっと大きい施設の場合が多いようで、下水処理施設ですとか、ポンプ場、それからごみ処理施設などは分かるんですけども、導入される例があるということです。やっぱりこういう小さい規模でのキッズスペースで、本当にこういうのが必要なのかなというのが疑問でして、市営が大変ということであれば、民間委託でも十分ではないかと思いますが、その点についてはどうなのか。

また、DBO方式のデメリットとして、長期契約による財政ですとか、サービスの硬直化などが懸念されているということです。そして、行政側の意向による柔軟な契約内容の変更を行いにくくなる傾向があるということについて指摘されていますけども、その点についてはどうでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員の再質疑にお答えします。

先ほども答弁したとおりDBO方式のメリットは、従来の分離発注方式に比べて工期を短縮できることや、運営までを見越して設計を行うことで、効果的な整備ができること、民間のノウハウを活用した提案により、サービス水準の向上が期待されることなどがあります。

今回のキッズスペース整備では、管理運営期間を5年とする予定です。議員がおっしゃら

れるデメリットは、この管理運営期間が10年単位といった長期契約となる場合において考えられるものであり、今回の整備のような場合においては当てはまらないものと考えます。

また、柔軟な契約内容の変更が行いにくい傾向とのご指摘ですけれども、協議により変更することは可能と考えます。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再々質疑をさせていただきます。

かかるお金として、6億5,000万円ということが挙げられていますけれども、市直営であればこんなにかからないと思いますし、また指定管理制度もやっていくということなんですけど、そうするとまた指定管理料とかも発生します。いろいろ考えると、やはりお金が結構かかってしまうのではないかと、それと、一括発注していきますので、DBO方式というのは、市でお金を出して造るんですが、提案とかそういったのは民間ですので、そういった点、それから管理においても、いろいろ不具合なんかが起こった場合でも、なかなか情報が伝わらなかったりとか、そういう形で民間に丸投げになってしまうのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員の再々質疑にお答えします。

債務負担行為として計上した金額は、近隣施設の整備実績や遊具等の費用の調査結果を基に、平米単価を算出して積算しております。これは債務負担としての上限額であり、事業者提案によりその金額は低くなるものと考えます。

DBO方式とするに当たり、プロポーザルでは、市の求める水準、要求水準書で定めております。要求水準書には、キッズスペース整備に当たっての施設のコンセプトや運營業務などにおいて市が必要と考える内容を明記しており、それにのっとった事業者提案となることから、民間への丸投げに当たるとは考えておりません。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、最後の3点目の想定される事業者についてです。

DBO方式を採用し、そして指定管理者制度を導入ということですが、どのような事業者を想定していますでしょうか。

プロポーザルの公募ということですので、その公募の条件としては、こういった項目があるのか。例えば、今までやってきた事業の実績などは関係するかどうか、お示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員のご質疑にお答えします。

DBO方式での整備を予定していることから、設計施工から管理運営までが可能な事業者を想定しておりますが、民間では多数の屋内型キッズスペースが運営されており、単独でも提案可能な事業者があることを確認しています。

また、管理運営を主とする事業者や設計施工を主とする事業者が、他の事業者と共同で提案することも想定しています。

公募の条件となる参加資格要件としては、設計・施工・管理運営の3つの業務ができる事業者であることを条件として、1つの事業者であるか、共同事業者であるかは問いません。

ほかには、一般競争入札の参加者の資格を有することや、犬山市の指名停止処分を受けているものでないことといったことを共通の条件とするほか、設計業務や施工業務においては、延べ床面積500平米以上の公共施設を元請として履行し、完了した実績があることを予定しております。

また、管理運営業務にあつては、平成26年度以降、過去10年以内に提案内容と同種の施設の管理運営を履行した実績をまとめる予定です。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類について、他に質疑はございませんか。

鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木伸太郎です。第2類について、3件ほど質疑したいと思ったんですが、ちょっと1件に絞って質疑させてください。

第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）から1件、質疑させていただきます。

議案書の36ページ、37ページ、歳出6款2項1目木曾川鶴飼振興事業補助金5,000万円でございます。先ほどの第107号議案と絡んでくるんですけども、今年度中に事業を全て済ませるといふふうに聞きました。令和7年度に財政援助団体なんで、監査対象として監査されるかどうか質疑いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

補助金としてこの項目で支出する形になります。となると、監査対象になってきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 暫時休憩します。

午後1時11分 休憩

再 開

午後1時13分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 鈴木議員のご質疑にお答えします。

一般的に補助金を出せば、その事業の監査は決算監査という枠組みでございますので、決算監査で対応するということがありますし、監査事務局がそういう判断をすれば、可能性は

あるというところにとどめさせていただきます。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 午前中の質疑で、第1類の質疑で、いろいろこの案件に関しては、関連して質疑がありました。しっかり5,000万円、公金が履行されるのかどうかというのは、十分監査対象になると思っています。

私もその第107号議案と、今の歳出6款2項1目について、賛成するか反対するか材料として、判断材料として市の姿勢として監査するかどうかというのを、もう一度確認させていただきたいんですけども、再質疑です。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 先ほど答弁したとおりでございます。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 他に質疑はございませんか。

15番 久世高裕君。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。第109号議案、令和6年度一般会計補正予算（第6号）から1つ質疑させていただきます。

先ほどの第107号議案のときの市長の答弁の中で、宮川潤一社長、ソフトバンク社長と11月12日にたしかお会いしたということで、訂正があったけど、12日が正確なほうでしたね、にお会いしたという中で、DX業務に関しても非常に識見を持たれている方だと思いますので、その話の中では、例えばこういう人材を登用したらいいとか、こういう業務やったらどうだとか、そういう話というのはなかったんでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質疑にお答えをいたします。

その席で今後の事業に関する運営に関して、いろいろご指導いただきたいというお願い、投げかけはさせていただきましたが、具体的な人材については話すことはございませんでした。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑します。

プロポーザルの審査委員で、さっき答弁の中で、当市のICT事業推進に尽力している事業者代表という言葉があったんですけど、これは具体的にはどういう方でしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） e-コミュニティネットワークのほうにお願いして、一応内諾をいただいております。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑です。

2018年からソフトバンク社と連携協定を結んでいる、ICTに関してですけども、連携協定を結んでいて、令和6年2月の定例議会のときの一般質問のお答えで、井出部長ですけども、「外部人材の登用も想定し、全国の数多くの自治体でのDX推進開始に関わっている方や、本市がICT活用に向けた連携協定を締結しているソフトバンク株式会社との協議も既に開始しています」ということをだっただんですけども、その委員の中にソフトバンク社の方は特に想定はしていないのかと、あと9月の補正予算のときの外部人材というのは、ソフトバンク社とはまた別の方ということになるのかについてお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

委員の中にソフトバンク社の方については想定しておりません。

9月の補正でお認めいただいた予算の委託先としてはソフトバンク社になりましたので、その方が外部人材として今、犬山のDX推進にご協力いただいておりますという形になります。以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 質疑なしと認めます。

よって、第2類、第109号議案から第114号議案までに対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和6年11月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

議案番号	件名
第98号議案	するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
第101号議案	犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第109号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 総務委員会の所管に属する歳入 歳出 1款 議会費 2款 総務費 6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費） 8款 消防費 11款 公債費

諮問第2号	第3条の第3表 債務負担行為補正中 総務委員会の所管に属する事項 人権擁護委員の推薦について
-------	--

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第103号議案 第109号議案	犬山市介護保険条例の一部改正について 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳出 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費 第2条の第2表 繰越明許費補正 第3条の第3表 債務負担行為補正中 民生文教委員会の所管に属する事項
第110号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第111号議案	令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）

《建設経済委員会》

第3委員会室

議案番号	件名
第99号議案 第100号議案	犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について 尾張北部都市計画事業犬山上坂土地区画整理事業施行条例の廃止について
第104号議案	犬山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
第105号議案	犬山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
第106号議案	犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
第107号議案	負担付きの寄附の受納について
第108号議案	市道路線の認定について
第109号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳出 4款 衛生費（2項環境費及び3項清掃費） 5款 農林業費 6款 商工費（2項観光費のうち1目観光費）

	7 款 土木費
	第 3 条の第 3 表 債務負担行為補正中
	建設経済委員会の所管に属する事項
第112号議案	令和 6 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第 2 号）
第113号議案	令和 6 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 2 号）
第114号議案	令和 6 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

◎副議長（諏訪 毅君） お諮りいたします。議案に対する質疑は全て終了いたしましたので、明日12日に予定しておりました議案質疑の2日目は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、明日12日は休会といたします。

また、明後日13日から来週19日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、20日午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時18分 散会